

## 〔検討事項〕 □政策提案の説明要求（※要執行部協議事項）

### 1. 考え方について

議会は、市長が提案する重要な政策等について、議会審議における論点を整理し、その審議を深めるため、市長に対し、必要な情報を明らかにするよう求めるものとする。

### 2. 福島市議会の状況

□全員協議会、各常任委員協議会の開催等により実施。

□福島市パブリック・コメント制度における市議会への対応

計画等の案を公表する場合、原則として、公表前に、正・副議長、正・副委員長説明の後、市議会議員全員へ公表資料と同一の資料を配布。

### 3. 参考条文、参考事例等

#### ○会津若松市 第 9 条（市長等との関係の基本原則）

議会審議における議員と市長その他の執行機関及びその補助職員との関係は、次に掲げるところにより、緊張関係の保持に努めるものとする。

（４）議会は、市長が提案する重要な政策については、議会審議を通じて政策水準の一層の向上を図るため、市長に対し、必要な情報を明らかにするよう求めるものとする。

#### ○四日市市 第 11 条（政策提案の説明要求）

議会は、市長が提案する重要な政策、計画、事業等（以下本条において「政策等」という。）について、市長に対し、次の各号に掲げる事項の説明を求めるものとする。

- （１）政策等の背景、目的及び効果
- （２）総合計画等における根拠又は位置付け
- （３）関係ある法令、条例等
- （４）政策等の実施に係る財源措置及びコスト計算

#### ○流山市 第 14 条（市長による政策形成過程の説明）

議会は、市長が提案する重要な計画、政策、事業等（以下「政策等」という。）について、議会審議における論点情報を整理し、その政策等の水準を高めるため、市長に対し、次の各号に掲げる事項の説明を行うよう求めるものとする。

- （１）政策等を必要とする背景
- （２）提案に至るまでの経緯
- （３）市民参加の実施の有無及びその内容
- （４）他の自治体の類似する政策との比較検討
- （５）総合計画における根拠又は位置付け
- （６）政策等の実施に係る財源措置
- （７）将来にわたる政策等の効果及びコスト